

中央学院大学法学論叢

第十九卷 第一・二号

(通巻第三一号)

2006年

論 説

原因において自由な行為

——実行行為時規範的考察説の主張——……………山本雅子 (1)

国民国家と市民社会と公共性の変容

——資本の帝国の出現のなかで——……………土橋 貴 (23)

東アジア経済圏の構築と地域共同体の構想 ……臧 世俊 1(156)

障害者の就労環境に対する使用者の調整措置の範囲

——イギリス障害者差別禁止法の
調整義務の概念を素材として——……………長谷川 聡 (53)

資料研究

ローザ・ルクセンブルク著『ポーランドの産業発展』

の出版と使用文献目録について(2)

……………Barbara Skirmunt (バーバラ・スキルムント)

小林 勝39(118)

中央学院大学法学部

- (2) 内田勝敏「ガットと地域経済統合」『同志社商学』第41巻第3・4号、1989年12月、22頁。
- (3) 津久井茂充『ガットの全貌』日本関税協会、1993年9月、659頁。
- (4) 南米と北米が二つの自由貿易圏を作るのは現実的なものであるが、両方を統合して米州自由貿易圏を作るのは困難が大きいと思う。
- (5) 前田啓一「貿易——世界貿易体制の再編」、柳田侃他編著『世界経済——市場経済のグローバル化』ミネルヴァ書房、1998年1月、248頁。
- (6) 木村福成「東アジアにおける FTA 形成の動き：期待と懸念」『世界経済評論』2002年10月号、7頁。
- (7) 通商産業省編『通商白書』平成12年版「総論」、104～108頁。
- (8) WTO ホームページ掲載のリスト (<http://www.wto.org/english/>) の資料を参照。
- (9) 小島清『太平洋経済圏の生成』世界経済研究協会、1980年9月、54頁。
- (10) 原洋之介『新東亜論』NTT 出版、2002年3月、90頁。
- (11) 小島清『太平洋経済圏の生成』世界経済研究協会、1980年9月、312頁。
- (12) 上野秀夫編『東アジアの経済発展と国際経済』税務経理協会、2000年3月、186頁。
- (13) 『世界経済評論』2002年9月号、49頁。
- (14) ASEAN-China Expert Group on Economic Cooperation (2001)、第1部。<http://www.aseansec.org/newdata/asean-chi.pdf> より検索。
- (15) 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/wto/2003ec.html> を参照。
- (16) 川崎研一「WTO とアジアにおける自由貿易地域の形成」、岩田一政編『日本の通商政策と WTO』日本経済新聞社、2003年4月、253頁。
- (17) 青木健『変貌する太平洋成長のトライアングル』日本評論社、2005年10月、245頁。
- (18) 『ジェトロセンサー』2002年10月、11頁。
- (19) 小島清『太平洋経済圏の生成』世界経済研究協会、1980年9月、298頁。
- (20) 日本貿易振興会アジア経済研究所・研究企画部編『21世紀日韓経済関係研究会報告書』（総論及び各論）2000年5月。
- (21) 日本経済団体連合会編『日韓産業協力の新たな発展に向けて』2001年11月の資料を参照。
- (22) 川本忠雄「WTO 体制と日韓自由貿易協定」『下関市立大学論集』第4巻第2号、2000年9月、13～24頁。
- (23) 『中央日報』2005年10月28日付け。

がある。日本の GDP は2010年まで年平均1.02%の上昇が期待されるが、日本と韓国が除外された ASEAN+中国という形で自由貿易協定が発効されると日本の GDP を0.05%押し下げるという研究もある。そのため、日本は地域自由貿易を推進することが得策であろう。2002年11月5日の「日本・ASEAN 包括的経済連携に関する首脳による共同宣言」では、双方は経済連携及びリンケージの構築を通じ、この地域にそうした経済統合を推進することが望ましいことを強調した。この宣言は「自由貿易地域の要素を含みえる経済連携を実現するための措置の実施を10年以内のできるだけ早期に完了すべきである」ことを決定した。2003年12月11日、日本政府は ASEAN 各国首脳を招いて日本・ASEAN 首脳会談を行い、FTA を含む経済協力を検討した。これによって、中国 ASEAN 及び日本 ASEAN の自由貿易協定の交渉が始めた。今後の問題は中日韓3国の FTA 交渉がどのように進めるのかということにある。

東アジア自由貿易圏の実現するために、中日韓3カ国は実質的な統合が着実に進みつつあるが、3カ国の輸出入結合度も高い。ヨーロッパや北米の地域主義が制度牽引型と違うのは、東アジアにおける地域主義は市場誘導型である。東アジアには経済統合協定がない、統合を促進する機関が存在しない。しかし、地域内の経済的相互依存が深化してきている。実態面の統合が先行きして、制度面の統合が動いている。その一つが ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) であり、もう一つが APEC である。2005年12月、アジア首脳会議が新しい牽引役になる。

東アジア経済圏の構築は21世紀における中日両国の最大責務である。実現すれば、経済統合の各種効果が享受できるだけでなく、20億人に近くの人々の福祉向上に寄与できる。これは中日両国、東アジア地域ないし世界にとってプラスである。そのために、中日両国政府、産業界及び学者たちは積極的に対応すべきである。

注

(1) 内閣府・経済企画協会『ESP』2005年6月号、51頁。

るといふ「関税同盟」の段階である。第3の段階では、資本や労働の移動についての種々の制限を撤廃し域内の国家間における資本・労働の移動を自由にする「共同市場」を目指す。最後は、加盟国の経済政策を調整する「経済同盟」の段階である。資本移動が自由である状態としての地域的経済統合としては、「共同市場」の段階と「経済同盟」の段階に分けて考えることができる。共同市場の段階において生産要素は加盟国内においては自由に移動することが前提とされる。したがって、財・サービスだけではなく生産要素が域内の諸国を自由に移動することによって、効率的な資源配分が達成されることが期待されるのである。経済同盟の段階においては、加盟国の経済政策が調整され、より効果的な資源配分が実現されると期待されるのである。

地域自由貿易協定に関する交渉は一般には輸入制限と関税の撤廃から開始する。中日韓とASEAN各国はこの問題を検討している。中国・ASEANの自由貿易協定と日本・シンガポール経済連携協定はその一歩である。今後日本・韓国、ASEAN・韓国、中国・韓国、中国・日本などの自由化交渉を進展させ、最終的に「ASEAN+中日韓」地域貿易自由圏が形成させる。その後、「東アジア経済共同体」または「東アジア共同体」を着実に推進する。今の推進役はASEAN諸国であるが、それを実現できるかどうか、日本と中国の対応次第に左右される。「東アジア共同体」を現実化するために、日本と中国は積極的に努力すべきだと思う。

東アジア自由貿易圏を実現するために、中日ともにASEAN+3のFTA交渉を推進すべきである。その方法は以下3点にある。①中日両国のFTAの直接交渉は現時点で熟していないことを考慮すれば、中日両国がそれぞれASEANと自由貿易協定を締結すればいい。②日韓のFTA交渉の進展をみながら中日韓三国のFTA交渉に着手する。③ASEAN+3の首脳会議と閣僚会議を利用して、ASEAN+3のFTA交渉を直接推進する。

ASEAN+3のFTAが締結すると、13カ国にとっても大きな経済効果

%を市場開放しようと提案したが、日本は56%だけを開放するという立場を固守しており、交渉は来年も再開されるのは難しいだろう」⁽²³⁾と語った。

タイ、フィリピン、マレーシア諸国もそれぞれ日本と FTA を交渉しようと求めている。この交渉はさまざまな難局がある（表2を参照）。しかし、交渉を進めることに伴って、自由貿易に対する議論を深め、自由貿易協定の妥結に近づくと考えられる。2003年12月11日に開催された日本・ASEAN 特別首脳会議では、日本と三カ国の間では2004年から政府レベルの FTA 交渉を行うことに合意した。2004年11月末、日本がフィリピンとの間では大筋合意を確認、2005年5月末、マレーシアとの間では大筋合意を確認した。

四 東アジア共同体構想について

ASEAN は2003年から「共同体構想」を議論されている。その後、「東アジア共同体」にも拡大されている。2005年12月12日に、ASEAN+3（中日韓）の13カ国はマレーシアのクアラルンプールで首脳会議を開き、将来の「東アジア共同体」形成に向けた協力強化をうたった共同宣言に調印した。13カ国は共同体形成に向け、主導的な役割を果たす方針を明記して、参加国範囲など共同体の将来の枠組みは2007年に新たな宣言をまとめ、示すことで一致した。東アジア共同体は地域統合も視野に経済、政治、安全保障など幅広い分野で連携する構想である。これを実現するのは、2020年以降になると思う。今の段階では、自由貿易圏の構築、経済統合などに着手するほうはもっと現実味をもっている。

地域貿易自由圏の形成はたいてい以下のような4段階に分けている。初めの段階では、域内について互いに輸入制限や関税を撤廃し、域外に対しては加盟国の自主性を尊重することによって、「自由貿易地域」を形成するという緩やかな統合である。次では、域外に対して共通の関税を設定す

日韓の経済関係は一般的には競合的と考えられる。例えば、半導体、音響機器、テレビ、カメラ、自動車など電気機械分野では競合的な関係にある。この競合的な関係によって、FTAが締結された後、経済の統合が進めしやすい。これらの分野では市場一体化の効果も大きい。⁽²²⁾ FTA締結すれば、日韓間では低級品・高級品並びに部品・中間部品・完成品を相互輸入し合う「産業内分業型」の貿易が拡大できる。それに伴い旅客・運輸・通信・金融・建設などのサービス貿易も大きく伸びる。日韓FTAでこのような日韓両国市場の統合が進むと、産業内分業が活発な分野を中心に日韓企業間での競争が促進され、日韓企業間での戦略的提携も深化される。このような展開は投資先としての日韓両国の魅力を高める効果を有し、欧米企業が日韓両国に積極的に投資してくる可能性も高まる。そうなれば、生産性上昇、価格低下を通じて世界的に競争力のある企業が日韓FTA域内で育ってくる。このようなFTAの動態的效果は静態的效果を凌駕する重要性を持っている。

日韓FTAでは最大の問題はやはり農水品目の取り扱いである。日韓双方とも農業セクターの自由化を最も遅らせてきた点で共通しており、同セクターの国際競争に対する脆弱性も似通っている。水産物もイワシ、サバ、海苔、ホタテなど輸入制限の対象となっているものや高関税の対象となっている製品があり、その取扱いは極めて難しい。2003年10月2日、日韓FTAの便益や潜在的対象分野などについて検討を行ってきた日韓FTA共同研究会は、報告書を取りまとめた。その主な内容は以下3点である。①日韓FTAは、包括性（関税・非関税措置、幅広い分野における自由化・円滑化と協力）、実質的自由化、相互利益の拡大、WTOルールとの整合性といった原則の遵守が必要。②日韓FTAにより影響を受けるセクターへの配慮が必要。③日韓FTAは東アジアにおける地域協力を促進し、東アジアの平和と繁栄にも寄与しえる。

しかし、日韓FTA交渉は当初予定の2005年年内に妥結ができなかった。2005年10月28日、韓国の通商交渉本部長は「われわれは農水産物の90

表2 日本の進める FTA 交渉相手国・地域別の経過と課題

メキシコ	2002年11月正式交渉が開始。日本企業はメキシコとの FTA がないことで関税面（メキシコ平均関税率約16%）、政府調達（FTA 締結国の企業には入札可能なプロジェクト等について内国民待遇を付与）で NAFTA 加盟国企業及び EU 企業に比べて不利となっており、FTA 締結に向けた産業界の要望強い。2004年3月に大筋合意、9月調印。2005年4月から発効。
韓国	2002年7月－2003年10月産官学の「日韓 FTA 共同研究会」で検討。2003年12月から政府間交渉中。日本は農水産物、石油化学製品、皮革製品などに、韓国は工業製品などの流入に警戒感。
ASEAN	2003年2月に委員会を設置、10月の日・ASEAN 首脳会議で署名された「日・ASEAN 包括的経済連携の枠組み」に定められたさまざまな分野での経済連携強化のための作業を進めている。2004年2月第6回日・ASEAN 包括的経済連携委員会を開催。2005年4月と8月、日・ASEAN 包括的経済連携協定交渉の第1回会合と第2回会合を行った。日本の農産物輸入問題。ASEAN は包括的関税引き下げ問題。
タイ	2002年9月以降作業部会を開催。2003年9月より産学の参加者を拡大した「日タイ経済連携協定タスクフォース」に移行、12月政府間の交渉開始合意。2004年2月16日第1回交渉を始め、2005年3月3日まで6回行った。大筋合意に関する共同プレスを発表。
フィリピン	2002年10月以降作業部会を開催。2003年9月より産学の参加者を拡大した「日フィリピン経済連携協定合同調整チーム」に移行、12月政府間の交渉開始合意。2004年2月4日第1回交渉を始め、10月29日まで5回行った。11月に大筋合意。早期の署名・発効を目指す。
マレーシア	2003年5月以降作業部会を開催、9月より産学の参加者を交えて「日マレーシア経済連携産官共同研究会」に移行、12月交渉開始合意。2004年1月13日から政府間交渉を始め、11月6日まで6回行った。2005年5月に日マレーシア経済連携協定が大筋合意。2006年末に署名・発効を目指す。
インドネシア	2005年1月から「共同検討グループ」を3回開催。6月交渉開始合意。7月と10月に経済連携協定交渉を2回行った。

出所：日本貿易振興会編『ジェトロ貿易投資白書』2002年9月版、57頁および経済産業省の資料（<http://www.meti.go.jp/policy/>）などにより作成。

協定発効後に協議する、と合意する。この時間的な弾力性を利用して、両国はその協定を締結した。

(3) 日本・韓国の自由貿易交渉

日韓両国には貿易政策上の共通点が多い。小島清教授はかつて韓国経済を「ミニ日本経済か第二の日本経済か」⁽¹⁹⁾と言ったことがある。両国は、基本的には資源エネルギーを輸入して、製造品を輸出するという加工貿易型経済で今日の地位を築いてきた。貿易構造も輸出の仕向け先なども似通っている。日韓双方とも米国やEUとの「貿易摩擦」に悩まされ、しばしば反ダンピング措置やセーフガード措置の対象となってきた。農業貿易の自由化が政治問題化しやすく、農業セクターへの競争原理の導入が遅れていることも共通している。これらの分野については、ウルグアイ・ラウンド交渉の中でも日韓は立場を同じくすることが多々あり、協力し合う局面も見られた。

これまで最恵国待遇原則(MFN)を貿易自由化の唯一の原則としてきた日韓両国に、1998年から大きな変化が訪れている。両国とも多国間主義に優位性を置きながらも、これを補完するものとして地域経済統合のアプローチを模索し始めている。この点で韓国は日本より一歩先んじているが、韓国は1998年から「1大陸1 FTA」をスローガンに東アジアのみならず、チリやメキシコと FTA 締結を検討し始めた。韓国の金大中大統領は1998年に訪日した際、「21世紀に向けた新たな韓日関係の構築」を提案し、その一つの実策として FTA の形成がとりざたされるようになった。その後、民間レベルで日韓 FTA の基礎研究が行われ、2000年9月末には締めくくりのシンポジウムが東京で開催された。基礎研究の報告書⁽²⁰⁾は基本的には FTA 構想を支持している。

2001年11月20日に、日本経済団体連合会も「日韓産業協力の新たな発展に向けて」⁽²¹⁾という意見書をまとめた。その中では、日韓 FTA に盛り込むべき10項目が挙げられた。関税、貿易関連諸手続きのほか、労働問題、投資ルールの整備、人的移動なども盛り込まれた。

る」とする早期締結を求めた要望書を日本政府に提出し、「日本がメキシコと FTA を締結しないことで、年間約4000億円の損失を日本企業が被っている」と強調した。

日本・メキシコ FTA については、当初から日本はメキシコから輸入している農林水産物の関税撤廃の取り扱いが鍵を握るとされてきた。2001年の日本のメキシコからの輸入のうち、農林水産物の構成比は21.6%、関税課税は19%である。これらの品目をすべて FTA の関税撤廃から除外すると、WTO が FTA の要件の1つとする「実質的にすべての貿易について関税、その他の制限的な通商規則の撤廃」に抵触する懸念がある。2001年9月に両国政府による「経済関係強化のための日本・メキシコ共同研究会」が開始した時に、農林水産省は日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) の方式を用いると主張していた。しかし、日本のメキシコからの農林水産物の比率と関税率は非常に高いので、JSEPA を援用することは無理だと思われる。

メキシコは日本・メキシコ FTA の交渉において農林水産物の除外はありえないと繰り返しと表明した。そのために、日本・メキシコ FTA 交渉の中では日本が農産物貿易に対してどこまで譲歩できるのか注目された。2002年11月に始まった政府間交渉は日本のメキシコからの豚肉輸入など農産物分野をめぐる自由化について、一時難航した。日本企業はメキシコとの FTA がないことで関税面 (メキシコ平均関税率約16%)、政府調達 (FTA 締結国の企業には入札可能なプロジェクト等について内国民待遇を付与) で NAFTA 加盟国企業及び EU 企業に比べて不利となっており、FTA 締結に向けたの要望が強かった。2004年3月に日本・メキシコ FTA が大筋合意、9月調印した。2005年4月から発効した。農業分野における合意は時間的な余裕を与えた。例えば、日本のメキシコから豚肉を輸入することについて、税率を現行の半分にする低関税を設定、初年度38000トンから5年目80000トンに上ると合意する。鶏肉については、当初1年間は無税枠10トン、2年目以降は2500トンから5年目6500トン上る、その税率は

が早期締結を待望する日本・メキシコ FTA がある。

日本とメキシコの FTA 交渉は様々なレベルで展開されたが、なかなか進展は見えない。日本・メキシコ自由貿易問題については、日本貿易振興会がメキシコの商務・工業振興省と実施した「日本・メキシコ経済関係緊密化委員会」、経団連が実施した「日本・メキシコ協定に関する懇談会」や日本・メキシコ両国の産業界の協議機関である「日本・メキシコ経済協議会」などで盛んに議論されてきた。その過程で日本・メキシコ FTA が不在のために生じている日本企業にとっての実害が明らかにされた。その代表的なものが、北米自由貿易協定第303条に基づく、メキシコのマキラドーラ制度の変更である。第303条は、加盟国間の輸出における関税払い戻し制度を禁じており、これに基づいてメキシコは2001年からアメリカ及びカナダ向け輸出におけるマキラドーラ制度の適用を禁止した。これにより、それまで保税で部品、原材料などを輸入できたマキラドーラ企業は、対米・加輸出の場合、確定輸入などを求められることになった。この制度変更は、FTA に基づいて自国から部品、原材料を関税ゼロで輸入できる在メキシコの米・加企業には影響はないが、日本やアジアから部品などを調達する日系マキラドーラ企業にとっては多大なコスト増をもたらした。

日本・メキシコの FTA が存在しないことによる損害を、日本の経済産業省が利益の逸失として計量している。NAFTA による貿易転換効果と呼ばれるもので、NAFTA が発効した94年に6.1%だったメキシコの輸入に占める日本のシェアは2000年には3.7%に低下している。2001年には4.8%に回復したものの、趨勢的には日本からの輸入がアメリカなど FTA 締結国からの輸入に代替されたとみられる。もし、94年の日本のシェアが維持されれば、99年の日本の対メキシコ輸出は9738億円となるが、実際には5787億円で、その差である3951億円が逸失利益となる。⁽¹⁸⁾ この計算は適切かどうか別にして、利益の逸失は確実である。2003年8月5日、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会など四団体は「日本・メキシコの FTA 交渉の遅延がビジネス上重大な不利益を及ぼしてい

日本・シンガポール間のモノの貿易については、既にその貿易額の84%がゼロ関税となっており、有税貿易の割合は全体の15%強でしかない。従って、貿易障壁の撤廃だけを行う従来型の FTA だけではその経済厚生改善効果は小さい。そこでこの協定では関税撤廃だけではなく、サービスや投資、電子商取引に関連する制度の調和、貿易手続きの電子化、ビジネスに伴う人の移動の円滑化など、両国間の経済活動を広く促進する様々な要素を盛り込まれた。しかし、JSEPA において、日本側は2000品目に近い農産物とエチレンを無税化の対象から排除した。シンガポールは事実上第1次産業をもたず、その農産品輸出がほとんどないにもかかわらず、日本が初の2国間 FTA の相手であるシンガポールに対し農産物の無税化を排除したということは、日本は農産物の国内市場をこれからも開放する意思がないことを世界に公言したようなものである。シンガポールを除くと ASEAN は基本的に農業国で、農産品の日本向け輸出拡大に期待できないとなると、日本の対 ASEAN 包括的経済連携構想は ASEAN を引き付ける魅力をなくしていく。JSEPA は日本の2国間 FTA 締結のモデルとはなりえない。

(2) 日本・メキシコ自由貿易協定

日本・シンガポール経済連携協定が締結した後、日本政府の FTA に対する姿勢に変化が見られた。2002年6月25日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が閣議決定された。その一部である「経済活性化戦略」には「グローバル化の流れの中で活力を取り込むため自由貿易協定を推進するなど、多くの国・地域との経済連携を深める」ことが盛り込まれた。経済活性化戦略は、多くの国・地域との経済連携の強化が、財・サービス需要や資金需要をはじめとする経済活動の範囲を拡大させ、多くのビジネス機会を創出するとともに、製品コストの低下にも資するとそのメリットを指摘している。これに基づいて、日本政府の FTA 推進の方向は、1つは、日本の経済活性化に不可欠な東アジアビジネス圏の創出で、韓国、ASEAN などが FTA の対象とされる。もう1つは、日本の産業界

あり、日本に対する影響はほとんどゼロとなっている。いずれにせよ、世界経済全体に与える効果からみても、ほとんど無視できる大きさしかない。⁽¹⁶⁾しかし、東アジア経済圏建設に向ける一步として評価すべきである。青木健氏はJSEPAが事実上、日本の対外通商政策に転換点を画するものとなる、「従来から多国間主義を貫いてきた日本がここに至り地域主義に転じた」と指摘した。⁽¹⁷⁾

シンガポールの農産品分類に入るのは金魚やマグロであるため、日本の受ける被害は少ない。日本側が新たに関税を撤廃するのは、プラスチック製品など化学製品、ナフサなど石油製品を含む3800品目であるが、マグロなど農産品とポリエチレンなどの関税は据え置かれる。その結果、シンガポールからの輸入品で無関税の物品は84%から94%に増える。他方、シンガポールはビールや薬用酒の関税を撤廃し、無関税の物品の割合は99%から100%に高まっている。つまりこのことから関税撤廃問題は日本とシンガポールの交渉の焦点ではないことが判明する。

日本とシンガポールとの間で締結された協定は22章153条からなる。主な内容を以下のようにまとめてみる。①物品の貿易に対する関税その他の障害を軽減し、または撤廃する。②サービス事業の参入自由化：新たに日本が32分野、シンガポールが77分野の自由化を約束する。③投資の自由化：相手国企業を国内企業と平等に扱う「内国民待遇」を保証し、輸出や技術移転などを義務づけないことを約束する。④電気製品・通信機器に相互認証制度を導入：輸入国が行った安全性検査を輸入国が自動的に承認する。⑤特許制度の連携：日本で取得した特許をシンガポールが簡単な手続きで承認する。⑥大学の単位の相互承認：慶応大学・九州大学とシンガポール国立大学及び広島大学と南洋工科大学との間で実施する。⑦証券取引所間の連携：東京証券取引所とシンガポール取引所が互いの上場商品を取引できる相互接続を検討する。⑧資格の相互認証：医師、歯科医について部分実施し、土木工学の技術士も検討する。この内容は関税に関するものは少ない。

の貿易枠組み協定に関する協議の中で、FTAについても話し合った。中国はニュージーランド、オーストラリアとの貿易補完性が強く、FTAを早期に締結ができると考える。また、2003年からインドとの自由貿易協定が始めた。中印全面的な協力関係を進んでいる。

2 日本の2国間自由貿易交渉の進展

日本外務省が2003年2月に発表した「経済外交（WTO・FTA）に関する意識調査」によると、「日本がどの国・地域とFTAを締結することに関心がありますか」との質問に対して、日本国民の35.4%が中国、30.8%が米国、20.7%が韓国、17.3%がASEANと答えた。⁽¹⁵⁾

日本の地域自由貿易交渉は2国間で進めているが、基本的には、柔軟性が欠けると言える。国内農家を保護するために、日本のFTA交渉は行き詰まり、いつか何の成果があるか予想できない。

(1) 日本とシンガポールとの間の経済連携協定

2002年1月、日本とシンガポールの間では、「新たな時代における経済上の連携に関する日本とシンガポール共和国との間の協定」(JSEPA)を署名された。

日本は国際競争力のない農産品や国際競争力の低下が目立つ軽工業品を保護する政策をとってきたので、FTAによる問題表面化を回避するため、大義名分を取り繕い易いWTOのグローバリズム路線を固執しつつ、世界のリージョナリズム・FTAの潮流に乗り遅れてしまったのである。それでも、1999年シンガポールの提唱によって、両国間でFTAの共同研究が開始された。翌年3月からは官民合同の研究会による検討が行われ、9月に報告書が提出された。締結交渉は2001年から行われ、2002年1月に合意された。

日本とシンガポールの自由貿易協定は象徴的な意味が大きい。両国経済貿易に対する実質的な影響が小さい。日本内閣府経済社会総合研究所の川崎研一の試算によると、この協定はシンガポールでは一定のプラスの効果か

表1 中国をめぐる主な FTA 構想

ASEAN	2004年11月中・ASEAN 首脳会議において、物の貿易についての協定に調印。2005年までに関税引き下げが行われる。今後、サービスと投資分野の交渉を進めていき、2010年までに締結を目指す。
タイ	中 ASEAN 包括的経済協力枠組み協定のアーリーハーベストの前倒しを実施。約200品目の農産品が2003年10月1日から無関税となった。
韓国	2004年9月にシンクタンクによる共同研究を実施するに合意。2005年6月中韓首相会談で FTA に向けた政府間協議を早急に開始と合意。
日・韓	中・日・韓3国研究機関が FTA に関する共同研究を実施。2004年11月、投資に関する法的枠組みを模索するための政府間協議開始に合意。
香港	2003年6月 CEPA 締結。2004年1月1日より374品目無関税、2005年1月1日より713品目の産品が無関税となる。また、18のサービス分野に加えて新たに8分野でアクセス面の自由化が実施される。
オーストラリア	2003年10月、中国・オーストラリア貿易経済枠組みに署名。二国間 FTA についての共同研究は2005年3月に終わる。2005年5月第1回、8月に第2回、11月に第3回の FTA 締結に向けた交渉が行った。
ニュージーランド	2004年5月中国・NZ 貿易経済協力枠組みに署名。11月に両国首脳間で交渉を早期に開始することを合意。
インド	2003年から交渉開始。

出所：経済産業省『FTAをめぐる世界の動き』（2004年12月）および『日本経済新聞』により作成。

る。

中国は ASEAN との自由貿易協定を先行に締結したが、日本と韓国を含める EAFTA の実現に積極的に提案する。このほかに、東アジア以外の近隣諸国との FTA 交渉もすすんでいる。ニュージーランド、オーストラリア、インドなどとの自由貿易協定締結の可能性を議論している。中国とニュージーランドの FTA 協議は2001年から始めたが、オーストラリアとの間では、2003年9月にキャンベラ、10月に北京でそれぞれ実施する両国間

家会合の設置で合意しているが、中国・ASEAN が一歩先んじることになった。中国は「ASEAN+3」の自由貿易圏の構築に積極な姿勢を示している。日韓両国は今後、どのように「ASEAN+中国」の自由貿易圏に加えるのが、大きな課題である。

2001年2月に胡鞍鋼教授が「中日韓自由貿易協定の構想」を提案した。彼は、中日韓 FTA は以下の内容を柱に据えるべきであると主張する。第1に、輸入関税を大幅に引き下げる。5～10年以内の完了を目指して、関税率の引き下げまたは撤廃のスケジュールを合意する。第2に、様々な非関税障壁を大幅に削減し、輸入許可制も最低限まで圧縮する。取引のペーパーレス化や電子商取引を促進する。インターネットを通じて政府調達や公開入札も推進する。第3に、サービス貿易自由化を促進する。東アジア地域内のサービス貿易の潜在成長力は大きく、今後モノの貿易の伸びを上回ると考えられる。また、サービス貿易が拡大すればモノの貿易をさらに喚起できるであろう。第4に、知的所有権の分野で、より明確な保護措置をとっていく必要がある。これは知的所有権を経済発展の基礎におく「ナレッジ経済」の形成を促す重要な条件であり、外部の知識を取り込み、競争力を高めるための保証にもなる。第5に、競争政策を強化する。独占・反競争的政策は自由化を大きく妨げるから、規制しなければならない。

胡の提案が東アジア自由貿易協定の骨組として、中日韓3カ国だけではなく、ASEAN+3の13国が本気に論議すれば何らかの成果を引き出すことができるだろう。

世界は今、グローバルと地域の統合が同時並行で進んでいる。グローバルはWTO、地域は欧州連合(EU)、2005年に北米自由貿易協定(NAFTA)とメルコスールなどが統合する米州自由貿易圏(FTAA)に代表される。参加国はこれらを二者択一ではなく、相乗効果が期待できるものにとらえている。中国はWTO加盟とASEANとのFTA締結を柱に、まさにグローバル、地域両方を目指す戦略を進めている。中国の積極的な前向きな姿勢に対して、日韓両国もFTAに積極的に取り組む必要があ

決めた。

2003年6月、中国とタイは野菜・果物など約200品目の農産物の関税を10月に相互に撤廃するという合意文書に調印した。両国が互いに関税を撤廃するのは野菜・果物などで、相互に課している20～30%の農産物関税がゼロになる。2002年の中国のタイからの野菜・果物の輸入額は1億8000万ドルで、タイへの同輸出額は2200万ドルだった。この合意によって、タイからは国際競争力の強い熱帯の果物の中国への輸出が増え、タイが享受するメリットは大きいとされる。中国とタイは早期自由化措置を2003年10月から実施することで、東アジア地域の自由貿易圏づくりが一步進んだ。中国とシンガポールのFTA交渉も2003年11月から始まり、両国間で2010年以前のできるだけ早い時期にFTAを締結する考えである。中日韓とASEAN加盟各国は相互にFTA作りを模索しており、二国間の取決めが次第に増えれば、最終的には東アジア全体が自由貿易圏に育つと期待されている。

中国はASEANとのFTA締結で合意を得るために次の点で譲歩した。
①関税引き下げのツールとしてAFTAが域内関税率低下のために用いてきたCEPTおよび関税引き下げプログラムの援用。
②WTO未加盟のラオスとカンボジアの後発組への一方的最恵国待遇の供与。
③熱帯性農産物輸入のいわゆる「アーリー・ハーベスト・プログラム (EHP)」を認めたこと。中国はEHP対象品目の関税率を2004年1月11日からゼロとした。一方ASEAN後発組に対しては関税率ゼロとする期間を最長2009年まで繰り下げた。
④メコン川流域に対する経済協力。2002年11月、中国、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの6カ国が「大メコン流域圏会議」を開催、メコン流域開発計画を発表した。その中には、貿易促進のための国境通関の簡素化や電力取引、中国南部・タイ北部・ベトナム中部・ミャンマー南部をつなぐ幹線道路の建設、観光分野などが含まれる。中国政府は全面的な支援を表明した。

ASEANは日本との間でも、FTAを含む経済協定締結を目指した専門

ASEAN の中国からの輸入は46.6%を占めている。⁽¹⁴⁾ これは産業内貿易の拡大によるもので、その主な担い手は域内に生産ネットワークを形成している多国籍企業であり、このことから、多国籍企業の域内投資戦略が ASEAN・中国間貿易の今後の展望に大きな影響を与えるとしている。

しかし、ASEAN・中国自由貿易圏が創設されると、東アジアでは人口17億人の巨大経済圏が成立し、開発途上国のみで形成される FTA としては最大の規模となる。短期的には、産業構造が類似している国の間では競争激化により、各国の企業、特に中小企業が厳しい調整を迫られることとなるが、中長期的には、域内企業は競争力強化と戦略的提携に努めることから、域内産業の国際競争力の向上が見込まれる。更に、経済的利益だけでなく、FTA が創設されれば、ASEAN と中国の共同体意識が醸成され、東アジアの経済安定化を支える重要なメカニズムとなることが期待される。

中国と ASEAN の間で合意した貿易自由化スケジュールは主に以下にまとめられる。①2004年では、中国と個別の ASEAN 加盟国との間で早期自由化措置を実施し、FTA の細目を交渉し決定。②2005年では、関税引下げ開始。③2010年では、中国とタイ、シンガポールなど ASEAN 主要6カ国との間で FTA 完成。④2015年では、中国とベトナム、カンボジアなど ASEAN 後発加盟 4 カ国との間で FTA 完成。

しかし、このスケジュールは前倒しで実施する動きが出てきた。2002年5月、中国と ASEAN が、自由貿易協定締結に向け一部品目の関税引き下げ前倒しの協議を開始した。関税引き下げ前倒しは、中国が先行譲歩して ASEAN からの輸入を増やすべきだとして ASEAN 側が要求を出している。この要求は主に農産物を対象に、2010年前後を目標とする FTA 発効に向けて、段階的に関税率を引き下げることを想定している。中国は2002年11月の ASEAN との首脳会議で、幅広い経済連携の枠組みで合意し、2004年から一部農産物の関税先行引き下げを始めると合意した。2005年から始める関税引き下げに先立ち一部品目を前倒しで自由化することを

国は ASEAN の後発加盟国に貿易優遇措置を実施することを表明し、ASEAN に対して譲歩を先行させて FTA 協議を促進する姿勢を示した。また、中国は WTO 加盟後にカンボジア等 ASEAN の中の WTO 未加盟国にも最恵国待遇を与える考えを表明した。こうした後発加盟国が中国との FTA 参加を遅らせる場合も容認することで両者が一致した。

ASEAN 諸国が中国との FTA 締結への交渉開始で合意したのは、中国が ASEAN の熱帯農産品輸出に対する早期自由化を打ち出したことと、ASEAN の後発加盟国が FTA の参加を遅らせる場合も容認するなど柔軟な対応を示したことによるものである。それだけではなく、ASEAN 諸国側も中国の市場開放や中国経済のダイナミズムを取り込むことによるメリットを考えて交渉開始に踏み切ったと考えられる。中国と ASEAN の自由貿易協定研究の作業部会 (ASEAN-China Expert Group: ACEG) の報告書によると、中国の WTO 加盟により中国が比較的優位にある繊維・衣類や労働集約型のエレクトロニクス製品は、第三国市場における競合の激化や ASEAN 市場への中国製品の参入により、ASEAN 地域内の生産者が打撃を受けることを予想している。他方で、中国の市場開放は ASEAN にとって市場の拡大にもつながる。特に、ASEAN が比較優位と見なしている農産物、資源加工品、エレクトロニクス、石油・天然ガスの対中国の輸出は拡大することが見込まれる。ASEAN 諸国にとっては、中国との相互補完的な貿易関係を通じて、中国経済の発展ダイナミズムの恩恵を受けることも可能なのである。

報告書によると ASEAN・中国ともに先進国が主な輸出市場であること、また ASEAN も中国も相互に投資し合うというよりも依然として域外からの直接投資が主体であることから、ASEAN・中国間の貿易・投資を妨げている既存の規制を撤廃すれば、相互の貿易・投資拡大の可能性は一層高まるとされている。ASEAN・中国間の貿易構造を見ると、電気製品とコンピューター・機械が相互の輸出品目のトップ2を占め、電気製品とコンピューター・機械の合計で ASEAN から中国への輸出は38.2%、

持つ効率的な国際分業が成り立ち、その地域の生産性は高まる。世界の地域同士が、外に開かれた形で競争を行えば、結局、世界経済全体の活性化に結び付く。EU や NAFTA と競合するためにはアジアも効率的な地域となる必要がある。世界はいつか 1 つの経済共同体に統一されるだろうが、その前には、世界には 3 つか 4 つの地域共同体が作られ、共同体間の障壁は、WTO や IMF によって調整されることになる。

三 中日両国の地域自由貿易対策

1 中国と ASEAN の FTA 交渉

2000年11月24日、シンガポールで ASEAN+3 の首脳会議が開催され、そこで二つの重要な合意がなされた。一つは ASEAN+3 を正式な東アジア地域協力組織に制度化することであり、もう一つは東アジア自由貿易協定を締結する研究をすることである。また、「ASEAN+中国」首脳会議では中国の要請により ASEAN・中国 FTA に関する調査・研究を実施することとなった。「ASEAN+中国」の自由貿易提案及び「ASEAN+3」の自由貿易提案を通して、東アジアの地域協力組織の設立及び同自由貿易協定の締結に対する関心が大きく高まっている。中国・ASEAN の自由貿易協定の研究を提案することについて、タイ、シンガポール、マレーシアはいずれも提案を歓迎すると表明し、タイも ASEAN と中日韓三国よりなる自由貿易協定の締結を提案したいと述べ、ASEAN を中心とした FTA 締結の気運が高まった。

中国の提案を受けて、FTA 実現の可能性を探る専門家の作業部会が設置された。同部会は検討を進め、10年以内に FTA を締結すべきだとの結論を出している。中国の WTO 加盟の直前にあたる2001年11月6日に、FTA についての中国と ASEAN 全加盟国が執筆した150ページ以上の研究報告書が「ASEAN+中国」首脳会議に提出された。双方は自由貿易協定を10年以内に締結するための交渉を開始することで正式に合意した。中

イ側の反応は冷ややかで、タイは ASEAN+3 の FTA を提案した。

タイからの中日韓三国および ASEAN を対象とする FTA の提案は次の考えがある。第1に、東アジア自由貿易協定は、日本・シンガポール間協定、日本・タイ間協定、中国・ASEAN 間協定を含めることができる。また ASEAN 諸国は、中国との協定には、日本と韓国の参加を望んでいる。第2に、東アジア諸国は、経済力が充実しており、貿易自由化を推進する余裕ができています。最大の問題は、日本において地域貿易協定に対して不信感があるということである。

日本では、GATT 第1条に基づく最恵国待遇の原則は善であり、同第24条に基づく差別的な地域貿易協定は悪であるという信仰が根強くあるが、近年2国間の自由貿易協定の交渉に熱中している。日本の東アジア地域の自由貿易交渉についての慎重な姿勢も変化しつつある。

経験的には、経済発展の水準が近い国ほど競合関係が強く、レベルの差が大きい国ほど補完関係が強くなる。発展段階の差にはほぼ比例して、中国は ASEAN など低所得国との競合性が強く、逆に日本や韓国との補完性が高い。近年、アジア各国の対中国輸出依存度が高まっているが、この傾向は中国との競合関係にある国々より、中国と補完関係にある国々が特に顕著である。EAFTA 構想が実現すれば、各国ともに自由貿易の利益を最大限度に享受できる。当然、東アジア自由貿易圏の確立にはさまざまな困難があり、個々の課題克服はもちろんである。しかし、絶対に必要な前提条件は、自由貿易圏に進むという各国の政治意志である。EU から学ぶべきことは政治意志持続の大切さである。これは中日韓三国にとって意識すべきであろう。

今、世界には190の国があり、いずれの国も程度の差こそあれ貿易障壁を築いている。企業の生産活動は国境を超えて展開する。コストを抑え良質な商品を提供できなければ競争に勝てないからであり、国家レベルでも同様である。一国だけで経済の効率性を追求するには限界がある。経済的に密接な関係を持つ地域全体が自由な市場になれば、各国が得意な分野を

である。2000年5月、タイ北部の古都チェンマイでASEAN+3の蔵相会議が開催され、通貨スワップ協定などのチェンマイ合意が成立した。この合意に基づいて、ASEAN+3の間で外貨準備のスワップ協定が動き始めた。しかし、こういう通貨・金融面での地域協力を超えて、より積極的な地域経済秩序の枠組み作りも必要である。こうした状況のなかで、ASEAN+3全体をカバーする東アジア自由貿易協定EAFTAの構想が現実味を帯び始めている。

2000年11月にシンガポールでは、ASEAN首脳会議に付随して各種ASEAN関連会合が開催された。22日の中国・ASEAN非公式首脳会議の場で、中国はASEANとの自由貿易圏創設の提案を行い、双方が合意した。24日の「ASEAN+3」首脳会議で、ASEAN側はASEAN10カ国と日中韓を含む「東アジア自由貿易圏」の創設を目指して作業部会を設置することを提案し、同首脳会議はこれに合意した。中国とASEANの自由貿易圏構想はASEAN+3の自由貿易協定を促成する効果があると言える。

東アジアにおける地域主義は「市場誘導型」⁽¹²⁾という特徴をもっている。ユーロッパや北米の地域主義が制度牽引型としての特徴を持つのに対して、東アジアには経済統合協定ないしは統合を促進する機関が存在しない中で、そのような地域的枠組があたかも存在するかのように地域内の経済的相互依存が深化してきたからである。

EAFTA締結を積極的に提唱する国はシンガポールとタイである。シンガポールは1999年に、日本側にFTAの締結を申し入れ、2002年1月に日本との経済緊密化連携協定を調印された。この協定の締結は中国の積極的な地域自由貿易政策に後押しされる形で行われたと言われた。⁽¹³⁾タイは2002年1月に、日本側にFTAを含む二国間交渉の開始を提案したが、コメ、エビなどの有力産地であるタイから安値な農水産品が流入するようになれば日本の国内農家などは打撃を受けるという考えで、日本側は具体性を欠いている「包括的経済連携構想」を提案した。この提案に対して、タ

トラリアとニュージーランドは2005年まで、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイなどのASEAN先発国は2010年まで、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどのASEAN後発国は2015年までである。②協定は、物及びサービスに対するすべての関税及び非関税障壁の撤廃、並びに投資を対象とする。③自由化関連の能力向上及び技術援助を行う。④上記自由化計画は、第三国及び他の地域グループの参加に開放する。これはAPECの縮小図であるが、「ASEAN+3」の自由貿易協定の研究に参考価値があると思う。

4 「ASEAN+3」のEAFTA構想

今日の世界経済は、北米、西欧、東アジアの三極体制へ向かっていると評されているが、東アジアはその一翼を担うものとなる。ASEAN、APEC及びASEAN+CERなどの自由貿易協定または交渉は中日韓3カ国にとって大きな鞭撻であろう。東アジアは長らく自由貿易協定の空白地帯とよばれていた。AFTAが最初の成功例であった。現在、ASEANを中心として東アジア地域自由貿易圏構築が進展しつつある。

最初にEAFTA構想を提出した人は小島清であった。彼は1973年に東アジア自由貿易地域を提唱した。彼の構想は中国（香港と台湾を含む）と朝鮮半島（韓国と朝鮮）を中心として自由貿易圏を建設し、できるだけ早くASEANと日本も参加させようとするものであった。⁽¹¹⁾ 1990年12月、マレーシアのマハティール首相が、東アジア経済グループ(EAEC)の形成を提唱したが、アメリカの反対で実現できなかった。しかし、1991年7月から1997年12月まで、EAECの名称は6年間使用された。1997年12月、第1回のASEAN+3首脳会議が開催された後も、アメリカは東アジア協力に対して否定的態度をとっていた。この態度は1999年7月から変わった。

東アジアでは、「ASEAN+3」といった枠組みが形成されつつあり、これは以前マハティールが提案した東アジア経済協議体EAECそのもの

て、自由化・円滑化の実行には柔軟性が許される。⑨協力：自由化・円滑化の実施に必要な経済・技術協力は積極的に行う。

1996年のマニラ会議では、この9原則に沿って、各国が自由化のための具体的な「行動計画」（個別政策のリスト）を持ち寄った。この行動計画は97年から順次実施するとともに、毎年その見直しと改善を進めていくこととなった。

NAFTA や EU と比べると、柔軟性と各国の自主性を尊重するのが APEC の方針である。そもそも APEC には依拠する条約も協定もない。APEC は自由貿易地域でも関税同盟でもない上に、引き下げた関税は域内のみならず域外に対しても同様に適用することになっている。APEC は外部者を排除しない「開かれた地域主義」として、経済ブロック化しがちな地域協力のあり方に重要な指針を与えるものとして積極的に評価することができる。しかし、「柔軟性」と「自主性」を原則としたことなどから、APEC による自由化は停滞し、APEC はその求心力を急速に低下させていった。APEC を中心として東アジアの自由貿易圏を構築することができない。

3 ASEAN・CER 間の経済緊密化連携協定の概要

ASEAN 諸国は ASEAN+3 の成功を期待していると同時に、ほかの近隣諸国との自由貿易協定の締結に関する交渉も活発的に展開されている。その1つの成果は、ASEAN と CER（オーストラリア・ニュージーランド間経済緊密化協定）は、98年10月の合同経済相会議で、両者間の自由貿易協定の研究をすることに合意し、研究会を組織した。研究会は2000年10月の合同経済相会議に報告書を提出した。その結果、合同経済相会議では、閣僚会議で経済緊密化連携協定の締結の可能性及びその基本的枠組を検討の上、2001年の経済相会議に提出すべき旨合意した。研究会報告書の概要は次のとおりである。①協定による自由化は、APEC の自由化計画よりも早い速度で行う。関税撤廃スケジュールは次の通りである。オース

ると言える。原洋之介教授が指摘したように、ASEANは経済協力量面をも含めて、「機構ではなく連合を」というアプローチをとり続け、「相互理解を深め、違いを乗り越え、協力の習慣を高め、積年の不信・猜疑を新しい連帯の精神で置き換える、地味でルーズな組織である」。⁽¹⁰⁾つまりASEANは、自らそれが曖昧な制度であることを強調していたわけである。その後APEC誕生の流れの中で、ASEANはまさに「アジア太平洋協力の中核」にまで発展してきた。APECの自由化プログラムを支えていた協動的自発主義はASEANのルールそのものであった。

1994年インドネシアのボゴールの会議以降は、地域協力のための建設的な議論がしだいに中心を占めるようになった。自由化をビジョンから行動へと徐々に移す過程が始まったといえよう。この時採択されたボゴール宣言では、APECの目的を、①貿易と投資の「自由化」(liberalization)、②製品基準・通関手続き・投資政策などを相互調整する「円滑化」(facilitation)、③開発のための「経済協力」(cooperation)の3本柱とすること、そのうち自由化について、先進国は2010年、途上国は2020年を目標とするということが政治的に公約された。

さらに、1995年の大阪会議では、自由化を進めるにあたっての「行動指針」(一般原則)9項目が合意された。①包括性：自由化・円滑化は長期目標である開放的な貿易・投資へのすべての障害を対象として包括的に実施する。②WTO整合性：行動指針に基づく自由化・円滑化措置は、WTOと整合的に行う。③同等性：貿易と投資の自由化・円滑化に際しては、各国は全体としての同等性を確保するよう努力する。④無差別：貿易と投資の自由化・円滑化に際しては、加盟国間における無差別原則を適用するあるいは適用するように努力する。⑤透明性：貿易や投資に関わる法律・規制・行政手続きは透明性を確保する。⑥スタンドスティル：自由化を行うにあたって、その効果を相殺するような新たな保護措置を導入しないよう努力する。⑦同時開始：各国は自由化、円滑化、経済協力を同時に開始する。⑧柔軟性：各国の経済発展段階の違いや多様な状況を考慮し

2 APEC の「開かれた地域主義」

アジア太平洋地域では、過去にも地域経済協力の動きが幾度も見られた。例えば1960年代には、EEC 設立の刺激を受けて、65年に小島清教授が「太平洋自由貿易地域構想」を提唱し、67年12月には正式に提出した。この構想の背景としては、小島は「米国はじめ先進国のケネディラウンド後の世界貿易政策は動揺している。EEC と EFTA の合体か、それとも NAFTA の結成といった大西洋貿易体制の再編成が、ポンド切り下げをきっかけとして急展開するかもしれない。いまこそ、太平洋地域の貿易拡大と、開発促進の方途を真剣に究明すべき緊急時だ。米国の目を、そして世界の関心を、無限の発展可能性を秘める太平洋地域に向けさせなければならぬ。」⁽⁹⁾と指摘した。68年には日本、アメリカ、オーストラリアの財界による PBEC (太平洋経済委員会) が発足した。しかし、これらの動きは制度化の道、すなわち専門機関をもち明文化されたルールに則って運営するという方向を歩まなかった。その理由としては、アジア太平洋の国々には、ASEAN 以上に文化、社会、政治、発展段階、所得などに多様性や格差が存在したこと、また特に70年代までは、GATT・IMF 体制のもとで世界貿易が順調に拡大し、地域主義は後退していたという事情があった。

しかし、1980年代後半になると、国際貿易をめぐる環境は大きく変化した。第1に、東アジア地域の各国・地域がめざましい経済発展を遂げ、地域内の経済的相互依存が強まった。第2に、ウルグアイ・ラウンドが難航する中で、ユーロッパや北米において地域主義的な動きが強まった。これは、これらの地域への貿易依存度が高い東アジア諸国にとっては脅威と映ることになり、対抗手段としての地域協力形成の誘因となった。

こうした状況を踏まえ、1989年1月に韓国を訪問したオーストラリア首相は、アジア太平洋地域における地域協力機構を提唱した。同年11月、第1回閣僚会議がオーストラリアのキャンベラで開催され、緩やかな協議体としての APEC がスタートした。APEC は ASEAN のルールの延伸であ

の計画に支障が出ることを懸念し、自由化で例外品目を求める国に、他の加盟国に対する補償措置を義務付ける新ルールを決定した。

AFTAは、途上国グループが自らのイニシアチブで自由貿易を推進しようとする意欲的な試みとして評価できるが、いくつかの問題も残っている。第1に、関税引き下げ計画は明示されたがその実施がかなり流動的である。そもそも当初の計画では、2008年までに域内関税を5%以下に引き下げるとされていたが、これを2003年へと前倒した経緯がある。他方でインドネシアは農産品を保護し続けるために「センシティブ品目」という新分類を提案した。第2に、ASEANは先進国と肩をならべたシンガポールからベトナム、カンボジアというきわめて所得の低い国まで、大きな格差を抱えている。ベトナムなど3カ国にとって、自由化の開始から完了まで10年の時間的余裕しか与えられていないのは、長期的な工業化・所得向上にとって厳しすぎないかという懸念が出てくる。しかし、自由化のメリットを考えると、各国は依然、積極的な姿勢で自由貿易を推進する。

ASEAN諸国は貿易自由化を推進すると同時に、ASEAN経済共同体(AEC)作りを論議している。AEC構想は2002年のASEAN首脳会議で浮上し、2003年6月の外相会議は「競争力を強化するためAECへ向けて経済統合をできるだけ早く次の段階へ進めるべきだ」という認識で一致し、AEC構想を推進することを表明した。これを受けて同年7月のASEAN経済閣僚非公式特別会議は域内分業体制を確立することで基本合意した。基本合意で加盟各国は特定の産業集積に力を入れる。AEC構想の内容は以下の三点にある。すなわち、2020年までに①モノ、サービス、投資、資本、熟練労働力などの域内移動を完全に自由化する②域内の通関手続きを統一する③海外直接投資を誘致するため域内生産基盤を整備する。この共同体構想は主にEUをモデルとして提出したのであるが、「ASEAN+中日韓」の自由貿易圏は実現すれば、このAEC構想に基づき東アジア経済共同体を構築する動きが出てくると思われる。

だし、非農産品については2000年まで、農産品については2003年までに自由化スケジュールにのせる。③センシティブ品目については2010年までに自由化スケジュールに統合する。④武器・希少動物・ポルノなどの一般例外品目については、自由化を行う必要はない。ただし、いずれの品目がどの分類に属するかは、各国の自己申告により決定する。また AFTA 発足以降に参加した国については、その年数だけ自由化スケジュールを遅らせて実施する。

1998年の ASEAN 首脳会議では、AFTA の実現をさらに 1 年前倒しにして2002年としたほか、2018年までに域内関税を完全に撤廃する計画を決定した。インドネシアなど 6 カ国は遅くとも2002年までに域内諸国との間の関税を 5%以下に引き下げ、かつ非関税障壁を撤廃するという計画である。ベトナムなど後の加盟の 4 カ国は2006年から2008年までに対域内向け関税を 5%以下に引き下げることとなった。

しかし、通貨危機以降、経済回復の程度がアンバランスとなり、域内協力への取組みについて、その相違が顕在化し始めた。さらに95年後新規加盟の 4 カ国は旧加盟国より経済的に大きく遅れており、わずか数年の猶予期間だけで域内関税の撤廃といった目標基準を達成するのは難しい。そのために2000年10月、チェンマイで開催された ASEAN 経済閣僚会議で関税引き下げ実施の一時停止が合意された。経済危機から回復を主眼とする ASEAN 旧加盟国と、市場経済への移行と国際経済統合という困難な課題を抱える新規加盟国との意図が一致したために、このような合意がなされたわけである。

ASEAN の最初の加盟国は2000年 1 月からすべての除外品目を CEPT 適用品目（最高関税率20%）に移管することが合意されていた。しかし、マレーシアは99年 9 月、自動車の組立部品の CEPT 適用品目への移管を2005年まで延期した。また、フィリピンは99年 6 月、石油化学、自動車、家電の三分野に関し CEPT 適用対象外に指定した。2000年10月 5 日に開かれた ASEAN 経済閣僚会議は、これらの例外的措置が拡大し、AFTA

1 ASEAN・AFTA・AEC

東アジア自由貿易圏の原点はASEANにある。ASEANの経済統合とAFTAの締結は東アジア地域の経済統合と地域自由貿易圏の形成に促進する役割を果たしている。特に、ASEAN定期首脳会議と閣僚会議が行われる時、中日韓3国が参加して以来、ASEANから「ASEAN+3」までへの進化は大きな意味を持っている。

1967年8月、タイ、シンガポール、フィリピン、アレーシア、インドネシアの5カ国が「バンコク宣言」に署名することにより、ASEAN（東南アジア諸国連合）が誕生した。外相たちの宣言により設立されたという経緯から分かるとおり、ASEANは国際条約に基づく国際機関ではなく、加盟国の権利と義務を明記した条約を持たない緩やかな国際地域協力組織である。またコンセンサスを重視することもASEANの大きな特色である。

1970年代後半からは、二度にわたる石油危機とそれに引き続く世界同時不況、一次製品価格の低迷などの環境変化を受けて、ASEANの経済協力への関心が高まった。そして1990年代に入ると域内の貿易自由化の気運が高まった。1992年1月の第4回ASEAN首脳会談において、「ASEAN経済協力に関する枠組み協定」が締結され、AFTA（ASEAN Free Trade Area）が93年1月からスタートした。

ASEAN加盟国は、設立時の5カ国に加え、1984年1月にブルネイが、95年7月にベトナムが加盟し、さらに97年7月にミャンマーとラオスが同時加盟し、99年4月にはカンボジアが加盟し、ASEAN10カ国となった。

AFTAの中核をなす決定は、段階的に域内関税を引き下げるという「共通実効特惠関税」(CEPT)である。それは4つの品目区分にしたがって関税引き下げを実施することになっている。①大部分の品目については、詳細規定はあるものの、2003年までに域内関税を5%以下に引き下げる。②一部の暫定的除外品目については引き下げ開始を3年遅らせる。た

などの経験から見ると、それには、投資拡大効果が著しいことが明らかになっている。EECの発足後、アメリカの対欧州投資が急拡大した。1980年代の後半にECが市場統一化の政策を進めると、アメリカ政府は、それは欧州を要塞化するものと非難したが、EC側がアメリカの非難を無視して同政策を推進すると、アメリカの対欧州投資が急拡大し、それに伴ってアメリカの対欧州輸出が増大することによって対欧州赤字は解消した。NAFTAが発足した前年の1993年2月、アメリカ政府の国際貿易委員会はNAFTAの影響に関する調査報告書を発表した。そのなかでNAFTAの影響で最も大きいのは、メキシコに対する外国投資の拡大だと指摘した。それは第1には市場規模の拡大による経済効果にあるが、第2にはそれに伴う投資拡大に対する心理的効果にあるとしている。地域統合のもとで、域内の直接投資に関する様々な規制措置が撤廃され、自由化が推進されれば、加盟国相互の直接投資が拡大する。地域統合の結果、域内貿易及び直接投資が拡大して加盟各国の所得水準が上昇すれば、新たな事業機会、投資機会も増えるので、一層の直接投資に拡大を生ずるものと考えられる。

二 東アジア貿易自由圏構想とその進展

いま、世界各地域にさまざまな地域自由貿易協定がある。WTOに通報され現在も発効中の世界の自由貿易協定は、欧州経済共同体(EEC)設立を目的とした1958年発効のローマ条約を第1号として、2005年10月時点で合計138件となっている。具体的には、WTOに報告されたFTA件数は1979年まで12件、1980～89年に7件、1990～1999年に51件、2000～2005年10月に68件がある。⁽⁸⁾ 地域自由貿易思潮の影響を受けて、中日韓3カ国はASEANと連携して東アジア自由貿易圏の建設に乗り始めている。「ASEAN+中日韓」の東アジア自由貿易圏構想は次第に現実になりつつある。以下、東アジア自由貿易圏の構想及び形成過程を論じる。

期待感を一層膨らませる結果になっている。

「貿易創出効果」とは、自由貿易によって域内の関税が引き下げられることにより、今まで関税によって保護されていた国内の企業が域内他の国々の企業との競争に直面することになる。そして価格競争力の弱い財の一部は、域内の他国の低価格での供給者から輸入するようになるのである。このように域内の自由貿易が実現することによって、域内の資源配分はより効率的なものになるのである。しかし、同時に、域外に対しては共通の差別的関税が設定されるため、輸入は域外の低価格製品供給者から域内の高価格供給者へと転換される。これは「貿易転換効果」と呼ばれるものである。世界経済全体では地域的経済統合によって資源の効率的配分が損なわれるのである。地域貿易の自由化に基づく経済統合の成果についての評価は、この「貿易創出効果」と「貿易転換効果」と相反する2つ効果のどちらの効果がより大きいかによって異なるのである。

現実に貿易創出効果と貿易転換効果を正確に算出することは容易なことではない。各国は、FTAによる一回限りの地域内貿易の拡大を期待するのではなく、FTAを契機とした経済の持続的成長、戦略的な輸出産業の発達、域内・域外における貿易の持続的拡大といった動的なインパクトを期待するのが通常である。かりに現時点での貿易創出効果を貿易転換効果が上回り、差し引きマイナスであったとしても、FTAの結果、十分な経済規模を有する域内市場が成立し、中長期的には、国際競争力のある輸出産業が育成されるとすれば、経済統合はプラスの経済効果を持つと見なされる。

FTAの結果、貿易創出効果が貿易転換効果を上回れば、消費の拡大、所得の拡大を通じて域内各国の経済成長を促し、その結果一層の貿易拡大を生ずる可能性が高い。また、域内貿易の自由化は、域内市場の拡大を意味し、これによって一国ベースでは達成できなかった規模の経済の達成も可能となる。

1990年代以来、地域経済統合の投資拡大効果が重視されている。EEC

交渉とは異なり、FTAは参加国の心積り次第でいくらかでも早く協定をまとめられることを意味する。第2のスコープとは、FTAはモノ・サービス貿易の自由化を中心に据えながらも、それ以外のさまざまな要素を取り込むことができることを意味する。第3のシーケンシングとは一国がすでにどこかの国とFTAを締結していて、本来のFTAには何ら変更を加えることなく、また新たな国とFTAを結ぶことができる。この性質ゆえに、現在多くの国がFTAネットワークの結節点となるべく、積極的にFTA外交を展開しているのである。

FTAの経済効果については従来から次の5点に整理するのが一般的である。①貿易創出効果：域内の貿易障壁が撤廃されることにより、域内貿易が増大する効果。②貿易転換効果：域内の貿易障壁が撤廃されることにより、域外の低コストの供給国からの輸入が域内から輸入によって代替され、域外からの輸入が減少する効果。③市場拡大効果：域内の貿易障壁撤廃により域内市場が拡大し、スケール・メリットが発生することで費用低減が可能となり、投資や消費が更に活発化する効果。④競争促進効果：域内市場開放により国内市場への競争圧力が高まり、生産性が向上する効果。⑤政策革新効果：統合が深化していく中で、国内の諸制度が統合のパートナー国に刺激されて革新されていく効果。⁷⁾この5つの効果は国と地域によって違うが、一般論として5つの効果は多少あると考えられる。

以上5つの効果の内、①と②は資源配分上の効果であり、貿易パターンのシフトに限った「静態的效果」、③④⑤は貿易を通じた国民経済の厚生全般に影響を与えるという意味で「動態的效果」と呼ばれている。近年FTAを始めとする地域貿易取決めに対する評価が高める背景には、静態的效果よりも動態的效果に対する期待感の高まりがある。つまりFTAなどの地域統合を実現することで、FTAの構成国の経済を活発化し、経済成長が加速する。その結果、域外国からの輸入も増加することで域外国にとっても二次的なプラス効果をもたらす、という見解である。FTAによる市場拡大を睨んだ域外国からの投資が増加するという見方もこのような

っているので何の決定もしない。例外の範囲について厳密に議論しても意味がない状態になっている。WTO協定の規定適用に問題が生じた場合、それが放置されているわけではない。ウルグアイ・ラウンドではWTO協定の解釈に関する議定書が採択されたが、それは途上国に関する協定第18条の解釈についての内容と移行期についての内容であり、そのほかの例外の範囲については触れていない。それはそれについての意見の一致がみられなかったのではなく、その可能性がなかったからである。自由貿易協定における例外品目は主に農水産品である。

地域自由貿易協定は、理論的には、特別の政治的関係のない国との間でも締結できる。しかし、関税の撤廃そのほかの自由化措置をとることは、伝統的な国家の主権を制限することなので、当事者間に信頼関係がなければならぬ。欧州経済共同体は、地域統合に対する欧州諸国の強い熱意から生まれたものである。

3 地域自由貿易協定の経済効果

近年、地域経済統合のメリットとデメリットについての考え方は大きく変わった。かつては静学的な関税撤廃効果が中心的な検討課題であったが、現在では投資促進効果や国内政策改革の促進効果の方がむしろ重視されるようになってきた。また、これまでは無差別原則からの逸脱による貿易転換や経済ブロック化の恐れが強調されていたが、次第に自由化促進に果たす役割が高く評価されるようになった。さらに、地域経済統合における参加国の選択においては地理的、経済的な近接性や発展段階の類似性が基準とされてきたが、最近では自由化への意思を共有していればこのような要件にはこだわらない場合も多い。

自由化を促進するという視点からFTAという政策的枠組みをとらえると、そのメリットは木村福成教授がスピード (speed・速度)、スコープ (scope・範囲)、そしてシークエンシング (sequencing・連続性) という3つの“S”にまとめている。⁽⁶⁾ 第1のスピードとは、時間がかかるWTO

向が出てきている。最初は85年のアメリカ・イスラエル自由貿易協定であり、93年にオーストラリアとニュージーランドが経済緊密化自由貿易協定を締結した。2003年に締結されたシンガポール・ニュージーランド協定(CER)は、経済緊密化連携協定と呼ばれ、2001年に締結された日本・シンガポール協定は、「新たな時代における経済上の連携に関する協定」と呼ばれている。このほかに、日本とメキシコ、韓国とオーストラリア、タイとバングラデシュとの間で自由貿易協定の締結についての研究または交渉が進められている。

2 地域自由貿易協定の弾力性

2 国間または多国間の自由貿易協定は原則的に関税がゼロを目標する。しかし、現実には協定を締結しても弾力的に関税撤廃に向かうと可能である。

その1つは時間上の弾力である。弾力的といっても、自由貿易協定だから、将来は関税をゼロにしなければならない。先進国の場合は、GATT時代は、慣行上協定発効後15年以内とされていたが、ウルグアイ・ラウンドの解釈議定書では10年以下とされていた。それはEEC条約では当初15年とされたものが(1958—1972)、実施の過程で10年に短縮され、AFTAの場合も最初15年間(1993—2007)とされたものが、実行上9年間とされたからである。東アジア協定に関するAFTA-CER研究報告書では、3つのコースにしている。要するに、途上国の場合は、移行期間を長くすることによって対応することになっているわけである。

もう1つは品目上の弾力である。先進国の移行期間についても例外が認められており、NAFTAなどにおいても品目によっては10年以上の移行期間にすることが容認されている。WTO協定上の例外取り扱いの特徴は、第1に例外として認められている範囲が明確に定められていないことである。地域貿易協定は、WTOの地域貿易協定審査会で審査される。それに対し理事会の決定は、コンセンサス(全員一致)で行われることにな

わたる域内自由化を目指している。これによってEUの経済規模に比肩しうる広大な経済圏が誕生したのである。また、南米では、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの4カ国が1991年にアスシオン条約を締結し、メルコスール（MERCOSUR 南米南部共同市場）の設立を決定した。これは2000年までに自由貿易地域、2006年には関税同盟の完成を目指すというものである。北米自由貿易圏と南米共同市場の経済統合も進んでおり、巨大な米州自由貿易圏の建設が視野に入っている。⁽⁴⁾

これから注目すべきことは東アジア自由貿易圏の進め方である。東アジアにおいては、1992年の第4回ASEAN首脳会議でAFTA（ASEAN自由貿易地域）の創設が決定された。AFTAは当初、93年1月より2008年までに域内の関税率を0～5%に引き下げることが目標としていたが、94年9月には計画を5年間前倒しにして2003年までに実施することとした。しかし、ASEANだけの経済統合はさまざまな限界があり、中日韓3カ国が動けなければ東アジア貿易自由圏はありえないと思う。

上述した3大地域の自由貿易圏のほかに、1993年に結成した独立国家共同体経済同盟、1995年に締結した南アジア特惠貿易協定、1997年に締結したアラブ自由貿易地域協定などの地域貿易自由圏の建設が活発的に推進されている。地域的アプローチにはこのほかにも多くの組み合わせが存在しており、前述のものは地域内で比較的隣接した諸国から構成されたものである。一方、各地域にまたがる広範囲な「地域連携」の試みも行われている。これには、ASEM、ロメ協定、APECなども含めることができる。1989年発足したAPECは「開かれた地域協力」⁽⁵⁾を理念とし、域内諸国の貿易・投資の自由化、円滑化を推進しようとするものである。このように、1980年代以降の世界経済が貿易と投資の両面において急速に相互依存を深めつつあるなかで、地域的アプローチが様々なかたちで形成されている。まさしく、地域的アプローチは経済の再生・活性化、市場経済移行への有効な処方箋の一つとして認識されていると言える。

近年、地域にこだわらない2国間または多国間の自由貿易協定を結ぶ傾

て地域経済統合を承認するとの立場である。GATT 第24条を巡る解釈について、1つの見方としては、関税同盟・自由貿易地域の形成が構成諸国における貿易自由化を押し進め、ひいては貿易創出効果をもたらすことになるので本来的には好ましい。もう1つは、それが「どのような美しい目的を掲げようとも、結局は他の諸国の犠牲において構成国間の貿易の拡大を図る」⁽³⁾ という差別待遇をもたらすことになる。今、地域統合により貿易自由化を進める見方は多数の人々に受け入れられている。

地域自由貿易圏あるいは地域経済統合は、結果的に地域以外の国々に一定の差別をもたらすことがあるが、この意味では、地域自由貿易圏の建設は圏内諸国の貿易経済の自由化を先行することを主な目的として進められている圏外に対する「差別」が不本意な副産物といえ、地域貿易自由化の推進は WTO の貿易自由化交渉の進展に寄与できると言える。

地域貿易自由化の最前列に立っているのは EU である。EU の場合は、関税同盟の EEC (欧州経済共同体) から、欧州石炭鉄鋼共同体と欧州原子力共同体を合併した EC (欧州共同体) になり、1992年には市場統一化と進み、1994年のマーストリヒト条約で共通通貨の導入及び欧州中央銀行の設立に進んでいる。2001年、共通通貨ユーロが正式に流通した。また94年には旧 EFTA 諸国との間に EEA を創設させたほか、中東欧やバルト海沿岸諸国との間で欧州協定、自由貿易協定を締結している。一方、96年3月にはバンコクで ASEM (アジア欧州会合) を開催するなど東アジアとの経済関係の緊密化を進めようとしている。このように、EU 統合による影響はヨーロッパ内にとどまるものではなく、その地域的アプローチは全世界に展開されている。

EU の以外に最も影響力を持っているのは米国を中心とした北米自由貿易圏である。この貿易自由圏は1994年にアメリカ、カナダ、メキシコの間で設立された。北米自由貿易協定によると、3カ国は域内製品の関税・非関税障害の段階的撤廃のみならず、サービス貿易・直接投資の自由化、知的財産の保護内容の共通化、政府調達の域内無差別など、広範囲の分野に

自由貿易協定は本来、①二国間の関税を原則ゼロにすることを意味する。②その①を拡大したものに関税同盟がある。この場合は、両国か多国の域外国向けの関税も共通化することで、域内の貿易関係を一層共通化するものである。③学術的用語として共通市場がある、これは更に資本移動の問題を含むものである。④経済同盟があり、これは租税措置、各種規制、経済政策の共通化を含むものである。⑤完全な経済同盟があり、その場合、予算制度、通貨政策の共通化した段階になる。しかし、各国は各自の経済状況により自由貿易協定の内容を自由に決める。現在、EUは⑤の完全な経済同盟の段階に向かっている状態で、経済統合がとても緊密である。⑤の段階は共同体の意味に相応しいと思う。北米のNAFTAは②の関税同盟の段階にある。東アジアのAFTAは①の関税を原則ゼロにするという段階で努力しているが、東アジア共同体がまだ構想中のものだとと言える。

1 地域自由貿易協定の締結または交渉の状況

地域自由貿易圏の建設、すなわち地域経済の統合はそれ自体、貿易自由化を推進してきたGATT・WTOと両立するものではない。元来、GATTは自由・多角・無差別主義に基づいて最恵国待遇の原則を定めているが、これには重要な例外がいくつか含まれている。それはGATTを成立させるための「妥協の産物」⁽²⁾としてGATT設立時に存在していた特惠関税を容認したこと、発展途上国に対する特別措置、そして地域経済統合である。

GATT第24条「適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域」では、地域統合（関税同盟と自由貿易地域に限定）を認めるにあたり、以下の条件を課している。すなわち、①域内における関税その他の貿易障壁は実質的に全て廃止すること。②域外諸国に対する関税やその他の貿易障壁は設立以前より増大してはならないこと。③合理的なスケジュールに従って設立すること、の三点である。つまり、貿易自由化を推進する限りにおい

て、対外的には共通関税を設定することが FTA と異なる。関税同盟の方が FTA より参加国内の統合度は高い。

日本内閣府2005年6月発表した「日本21世紀ビジョン」の中には、以下の論点を指摘した。「経済統合推進の具体的なプロセスとしては、ASEAN+3における経済統合を優先させ、さらにそれを周辺諸国へ広げていくというのが現実的であろう。また、その過程においても同時に、相互にメリットが大きいと考えられる域外諸国との二国間 FTA にも積極的に取り組んでいくことが重要である。」目前の日本の「消極的」対応については、「日本がこのまま交渉のスピードを上げなければ、アジア地域において、日本抜きの大アジア自由貿易圏が実現する可能性もある。すなわち、自由化に躊躇していると、東アジアの経済統合に乗り遅れる危険性があり、それを回避するため日本はスピード感を持って経済統合を進めていくことが重要であろう。」⁽¹⁾と警告した。

当然、中日韓+ASEAN の経済統合はかなり高いレベルで進んでいる。2003年の時点では、13カ国の域内貿易が53.3%で、EU の60.3%に比べ低いが、NAFTA の44.5%より高い。東アジア経済圏の構築は日中貿易の発展に寄与できると考えられる。

一 地域貿易自由協定の状況

WTO 協定の中で地域の取決めは、モノの貿易については GATT 第24条、サービス貿易については GATS (サービス貿易一般協定) 第5条に規定されている。FTA の定義は GATT 第24条の8項 (b) に次のように規定されている。「自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則 (第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第20条の規定に基づいて認められるもので必要とされるものを除く) がその構成地域の原産製品の構成地域間における実質上全ての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。」

東アジア経済圏の構築と地域共同体の構想

臧 世 俊

- 一 地域貿易自由協定の状況
- 二 東アジア貿易自由圏構想とその進展
- 三 中日両国の地域自由貿易対策
- 四 東アジア共同体構想について

今、世界各国・各地域の経済連携が推進され、貿易自由化、地域共同体などの議論も活発化されている。WTO と FTA に関する研究も多く行われる。本論文では、自由貿易協定の意味及び欧米での推進状況を踏まえて、東アジア自由貿易圏構築と東アジア共同体構想を検討してみたい。

WTO の世界規模の交渉に対して、FTA はその次元の地域規模のものである。基本的には以下の三種類がある。

自由貿易協定 (FTA)：物品の関税およびその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁などの撤廃を内容とする GATT 第 24 条および GATS (サービス貿易に関する一般協定) 第 5 条にて定義される協定。

経済連携協定 (EPA)：FTA の要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進など市場制度や経済活動の一体化のための取組みも含む対象分野の幅広い協定。

地域貿易協定 (RTA)：FTA と関税同盟の双方を含む概念。WTO 協定上は、双方とも関税およびその他の通商規則の撤廃とサービス貿易の障壁の除去を内容とする。また関税同盟は参加国間の共通通商政策を前提とし

THE CHUO-GAKUIN UNIVERSITY REVIEW OF FACULTY OF LAW

Vol. 19

June 2006

No. 1•2

CONTENTS

ARTICLES

- Theorie vom actio libera in causa*Masako YAMAMOTO*
- Transfiguration of the Nation State and the Civil Society and
the Idea of the Public-the Private
—In the face of the Empire of Capital—*Tadashi DOBASHI*
- Construction of the East Asia Economy Zone and
a Design of a Local Community.....*ZANG shi jun*
- Range of Employer's Duty to Make Reasonable Adjustments to
Working Condition of a Person with a Disability*Satoshi HASEGAWA*

MATERIAL

- Eine Untersuchung zur Herausgabe der Dissertation "Die industrielle
Entwicklung Polens" von Rosa Luxemburg*Masaru KOBAYASHI*
und deren originellen Literaturquellen (2)*Barbara SKIRMUNT*
-

THE FACULTY OF LAW
CHUO-GAKUIN UNIVERSITY
ABIKO, CHIBA, JAPAN